

令和3年4月26日

専任教員 各位

常葉大学・常葉大学短期大学部
学長 江藤 秀一

東京都等で緊急事態宣言が出されたことを受けての対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症につきましては、首都圏及び大阪府において感染拡大に歯止めがかからず、政府は4月25日に東京都、大阪府、京都府並びに兵庫県に緊急事態宣言を発出しました。本学では静岡県の実情及び本学の新型コロナウイルス感染抑止の基本方針を踏まえ、以下のように対応いたします。

なお、国や県の方針に応じ、これらの対応を変える場合もあり得ることをご承知おきください。変更が生じた際には、改めてご連絡いたします。

記

1. 期 間 4月26日～5月11日 ただし、緊急事態宣言が解除されない場合は期間を延長する。

2. 緊急事態宣言が発出されている地域からの通勤や同地域への（からの）往来および授業等について

(1) 緊急事態宣言発出地域からの通勤および授業について

可能な限りキャンパスへは出勤せず、自宅で勤務してください。授業は可能な限り遠隔授業で行ってください。学生指導については、対面ではなく、メールや電話で行ってください。また、出勤が欠かせない場合には公共交通機関の利用を避け、自家用車等を利用してください。

(2) 緊急事態宣言地区への往来（出張等）について

緊急事態宣言地区への（からの）往来は原則として不可とし、これ以外の地域への（からの）往来及び静岡県内の移動については静岡県の要請に従ってください。詳しくは静岡県のホームページを参照してください。

（静岡県 HP: [静岡県／新型コロナウイルス警戒レベル \(pref.shizuoka.jp\)](http://www.pref.shizuoka.jp)）

(3) 本法人における大学・短大部教育職員の勤務について

本法人における大学・短大部教員の勤務につきましては、専門業務型裁量労働制をとっておりますので、ご自宅などの学外から行っていただいても差し支えありません。ただし、就業時間内の全てにわたる時間を私的な行楽や娯楽に向ける場合は、必ず有給休暇をお取りください。詳細は本学ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について」（教職員のみなさま）の「本法人における大学教育職員の勤務について」（令和2年4月13日付）をご参照ください。

3. 各種会議や打ち合わせについて

各種会議や打ち合わせについては、緊急事態宣言地区からの勤務者を考慮し、遠隔あるいは

メール会議を推奨しますが、感染防止に最大限配慮したうえで対面会議も可とします。その際は、広い空間で換気に留意し、互いにソーシャルディスタンス（2メートルほどの距離）を保ち、短時間で行ってください。

4. 施設の貸し出しについて

施設借用の許可済みの案件を除き、緊急事態宣言地区からの団体及び個人の学外者に対する施設の貸し出しは行いません。

尚、学内関係者で教育研究上の目的で施設利用を希望する場合は、緊急事態宣言地区からの参加者を認めないことを条件に申請してください。許可済みであっても、国や静岡県の実情等に伴い、施設貸出を中止とする場合があります。また、施設利用に当たっては、所定の感染防止対策を十分に行ってください。

5. その他のお願い

静岡県は緊急事態宣言が発出された地域ほどの爆発的な感染者の増加こそみられませんが、漸増傾向にあり予断を許さない状況にあります。日頃から行っていただいております「3密を避ける」、「手洗いやマスクを着用する」など、感染防止の徹底に努めるとともに日々の検温等を行い、健康管理に十分にご留意ください。

【本件担当】

大学・短大本部事務局長：河上泰英

TEL：054-297-6120

内線：710-2205

e-mail:gakuchoshitsu@sz.tokoha-u.ac.jp